

資料 No. 6

第49号議案

公益法人の寄附行為変更について
(財団法人北陸育英会)

別紙のとおり、公益法人の寄附行為変更を認可する。

平成25年3月12日提出

教育長 林 雅 則

提案理由

財団法人北陸育英会から申請があった寄附行為変更について、審査の結果適當なものと認められることから認可したいので、この案を提出する。

財団法人北陸育英会の寄附行為の変更および残余財産処分

1 寄附行為変更認可の申請概要

(1) 申請日 平成 25 年 2 月 7 日

(2) 内容

○法人の存続期間の設定(平成 25 年 3 月 31 日まで存続、事実上の解散決定)

○精算人の選任方法の設定(理事のうち理事会で選任)

(3) 理由

事業利用者が減少し、設立目的をほぼ達成したことにより、評議員会および理事会において、解散決議がなされたことに伴う、寄附行為の所要の改正

2 残余財産処分許可の申請概要

(1) 申請日 平成 25 年 2 月 7 日

(2) 内容

○存続期間満了時の残余財産約 35,398 千円(解散時見込)を以下のとおり処分

・清算に要する費用以外の全額約 35,157 千円を勝山市に寄付

3 財団法人北陸育英会の概要

(1) 目的

特に将来にわたり科学技術の習得をめざす優秀なる福井県内および県出身学生生徒に対し、一定額の奨学金貸与の援助を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

(2) 事業

○学資金の貸与

○学資金を受ける学生、生徒の指導、研修

○その他、目的を達成するために必要な事業

(3) 役員 理事5名(理事長:高原義男) 監事2名

(4) 基本財産 25,000 千円(定期預金 解散時見込)

(他、運用財産 約 10,398 千円(普通預金 解散時見込))

別 紙

福井県教育委員会指令教振第121号

勝山市猪野口37号1番地1

財団法人北陸育英会

理事長 高原 義男

平成25年2月27日付けで申請のあった寄附行為の一部変更については、申請の
とおり認可します。

平成25年2月 日

福井県教育委員会



寄附行為変更認可申請書

平成25年 2月27日

福井県教育委員会 殿

福井県勝山市猪野口37号1番地1
財団法人北陸育英会
理事長 高原義男



当財団法人の寄附行為の一部を変更したいので、次の関係書類を添えて認可を申請いたします。

1. 寄附行為の変更案及び変更理由書
2. 解散理由書
3. 寄附行為の新旧比較対照表
4. 理事会及び評議員会の議事録
5. 変更前の寄附行為
6. 変更後の寄附行為

以上

解散理由書

当法人は次の目的をもって設立されました。

1. この法人は、特に将来にわたり科学技術の習得をめざす優秀なる福井県内及び県出身学生生徒に対し、一定額の奨学金貸与の援助を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。
2. この法人は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
 - (1) 学資金の貸与
 - (2) 学資金を受ける学生、生徒の指導、研修
 - (3) その他前条の目的達成に必要な事業

ところが、事業利用者も減少し、設立目的をほぼ達成しました。

財団法人北陸育英会は、寄附行為第30条に定める存続期間の、満了により平成25年4月 1日をもって解散いたします。

なお、残余財産につきましては、寄附行為第32条に基づき、福井県勝山市へ寄付することとし、勝山市も寄付を受け入れることを了承しています。

財団法人北陸育英会 寄附行為 新旧対照表

新	旧
(存続期間)	(解散)
第30条 この法人の存続期間を平成25年 3月31日までとし、 平成25年 4月 1日をもって解散する。	第30条 この法人の解散は、理事現在数の3分の2以上が出席し、 その4分の3以上の同意を経、かつ教育委員会の認可を受けなければならぬ。
(解散の事由)	
第31条 この法人の解散は、この寄附行為で定めた存続期間の満了 をもって解散する。	
(残余財産の処分)	
第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意を経、 かつ、福井県教育委員会の許可を受けて、国もしくは地方公共団体又はこの 法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。	第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意を経、 かつ教育委員会の許可を受けて、国もしくは地方公共団体又はこの 法人の目的を有する公益法人に寄付するものとする。
(清算人)	
第33条 清算人は理事のうち理事会で選任した者をもって充てる。	
(細則)	
第34条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て 定める。	第32条 この寄附行為に定めるものその他、この会の運営について必 要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。但し、寄付または貸 与に関する規定を制定し又は変更しようとするときは、教育委員会 の承認を受けるものとする。
附則	
この寄附行為は、平成 年 月 日から施行する。	